1. 『事業所登録』

- (1) **通所介護**では事業所の型が変わっています。→必ず、型を確認してください。
- (2) **通所リハ**では事業所の型が変わっています。→必ず、型を確認してください。
- (3) 体制加算(減算)の同時算定可否などについて、あまり厳しく排他制御をしているわけではありませんので、同時には算定できない加算を、両方とも設定できる場合があります。
 - →必ず、算定要件などをご確認の上、設定してください。

2. 施設系サービスの『利用者登録』

(1) 施設系のサービス・・・特養・老健・療養型・グループホーム(短期利用以外)・特定施設・・・では、介護給付費明細書に"入所前の状況"を記載する必要がありますので、必ず、介護履歴で"入所前の状況"を設定してください。

特に、「退所後の状況」を「病棟等の移動」で履歴を追加している場合、"**入所前の状況**"は一番最初の履歴に設定してください。

3. 『まい・給付』

- (1) 加算の算定回数などや同時算定可否などについては、あまり厳しく排他制御をしているわけでは ありません。→必ず、算定要件などをご確認の上、設定してください。
- (2) 福祉用具貸与の「中山間地域における小規模事業所加算」は、交通費に相当する額の2/3となっています。
- (3) 福祉用具貸与の「中山間地域に居住する者へのサービス提供加算」は、交通費に相当する額の 1/3となっています。
- (4) 居宅介護支援の加算が増えていますので、月締めで設定する加算がたくさんできました。

4.『レセプト業務』・・居宅介護支援費用の算定

(1) 居宅介護支援費用の算定では、取扱件数(=ケアマネ1人あたりの利用者の数)によって算定区分 (=単位数)が異なりますので、費用算定画面で利用者ごとに算定区分(I・II・III)を設定してください。

算定区分 I …取扱件数が 4 0 件未満の部分に適用

算定区分Ⅱ…取扱件数が40~60件未満の場合に、40件以上の部分に適用

算定区分Ⅲ…取扱件数が60件以上の場合に、40件以上の部分に適用